# 第1章 計画策定の概要

本章では、本計画の趣旨、根拠と役割、計画の性格、計画期間及び策定体制について説明します。

## 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

平成18年12月に、障害者権利条約が国際連合(国連)で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成25年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(「障害者総合支援法」)の施行など、条例の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が施行され、同年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充等の取組を図ることとされました。

令和3年には、「障害者差別解消法」の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障がい者への差別の解消と理解促進に向けて、さらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。

令和4年には、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、また、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「障害者総合支援法」が改正され、令和6年4月に施行されます。

また、令和4年、障害者権利条約について、国連の「障害者の権利に関する委員会(権利委員会)」による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム「の推進などに関して総括所見が示されており、その趣旨を踏まえて、障がい者の権利実現に向けた取組を推進する必要があります。

このように、近年の障がい福祉を取り巻く状況をみると、障がいの種類や範囲は増加・拡大し、それに伴い障がい福祉サービスへのニーズも多様化・増加しており、新たな課題への対応や複合的支援体制の構築等が必要となってきています。

本市においては令和3年3月に「第6次相馬市障がい者計画」、「第6期相馬市障がい福祉計画」、「第2期相馬市障がい児福祉計画」を策定し、『障がいのある方も、ない方も 地域、暮らし、いきがいをともに創り 高めあうことができる「地域共生社会」の実現』を基本理念に掲げ、障がいのある方への施策展開及び福祉サービスの提供に努めてきました。

今般、この計画が期間満了を迎え、この間の各種法改正や社会情勢の変化、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正を踏まえ、これまでの計画の進捗状況及び目標値を検証し、国県等の基本方針や計画等を踏まえ、「第7次相馬市障がい者計画」、「第7期相馬市障がい福祉計画」、「第3期相馬市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

-

<sup>-</sup> 人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させる、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

## 第2節 計画の根拠と役割

本計画は、障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に策定するものです。

#### 【第7次相馬市障がい者計画】

障害者基本法第 I I 条第3項に基づき策定される「市町村障害者計画」で、障がいのある方のための施策に関する基本的事項を定めるものです。

#### 【第7期相馬市障がい福祉計画】

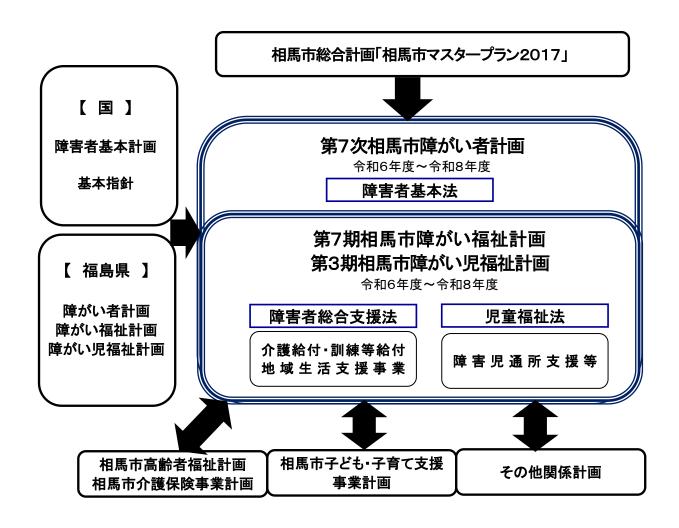
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条に基づき策定される「市町村障害福祉計画」で、障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標等を定めるものです。

#### 【第3期相馬市障がい児福祉計画】

児童福祉法第33条の20に基づき策定される「市町村障害児福祉計画」で、障がい児通所支援 及び障がい児相談支援の提供体制の確保策に関する事項等を定めるものです。障がい福祉計画と 一体的に策定します。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、「第6次相馬市障がい者計画・第6期相馬市障がい福祉計画・第3期相馬市障がい児福祉計画」を継承するものであり、国の障害者基本計画や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)及び福島県の方針を踏まえ、市の上位計画である相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」をはじめ、「相馬市高齢者福祉計画・相馬市介護保険事業計画」や「相馬市子ども・子育て支援事業計画」など他の計画との整合性を図りながら策定するものです。



## 第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3か年とします。令和8年度に 計画の見直しを行い、次期計画を策定します。

年度	平 成 24	平 成 25	平 成 26	平 成 27	平 成 28	平 成 29	平 成 30	令 和 元	令 和 2	令 和 3	令 和 4	令 和 5	令和 6~8
相 馬 市障がい者計 画	第	53次		第	54次	$\wedge$	第	55次		第	6次	$\overline{\wedge}$	第7次
相 馬 市 障がい福祉 計 画	第	53期	$\overline{\Lambda}$	第	54期	$\wedge$	第	55期	$\bigwedge$	第	56期	$\bigwedge$	第7期
相 馬 市 障がい児 福祉計画							第	51期		第	52期		第3期

## 第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、基本指針の規定を踏まえ、障がい者等をはじめ幅広い関係者が参加 する意見集約の場として、障がい者や保健、医療及び福祉に関する事業者、教育関係者、雇用関係 者、関係行政機関等で構成する相馬市・新地町地域自立支援協議会において策定するものとします。

